

「国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令案」に関する意見募集の結果について

令和 5 年 8 月
国土交通省航空局

国土交通省では、令和 5 年 6 月 15 日（木）から令和 5 年 7 月 15 日（土）まで、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令案に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、5 件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見とそれに対する回答を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 5 年 6 月 15 日（木）～令和 5 年 7 月 15 日（土）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数：5 件

3. お問い合わせ先

国土交通省航空局総務課 意見募集担当

通し 番号	ご意見	回答
1	特定重要設備について、今回の省令案中でその内容を記載いただいたが、国土交通省と事業者の認識が相違しないよう、ガイドライン等では個社ごとに個別具体的な設備名をご指定いただきたい。	ご意見も踏まえ、制度の円滑な運用に向け、省令で規定した特定重要設備に該当する具体的な設備について、個々の特定社会基盤事業者と主務大臣の認識を一致させるための手段を講じてまいります。
2	①意見公募要領の2枚目の4行目「震ヶ関」は「震が関」の誤記か？ ②概要の2枚目の10行目「第4条第2号の飛行場灯火」は「第4条に規定する飛行場灯火」の誤記か？	①ご意見の通りです。 ②条文を「第4条第2号に規定する飛行場灯火」に修正いたしました。
3	①国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の意見公募 カテゴリー 陸運 陸運 海運 航空 ②陸運と陸運は何が違うのか？ 鉄道 局 自動車 局 海事 局 航空 局 この意味か？ 意味合いの分からないバリックコメントには理由も記載してほしい。 意見提出もなぜ日本語に限っているのか？	①ご指摘のとおり、鉄道事業（陸運）、一般貨物自動車運送事業（陸運）、航路事業（海運）及び航空運送事業（航空）に関する省令の意見公募であることをふまえカテゴリーを指定いたしました。 ②より広く意見を公募するためのご意見として承りました。
4	鉄道事業法について 「新幹線鉄道に係るものに限る。」としているのは何故か。特に都市部の在来線は国家の安全保障に重大な影響を及ぼすのではないかと。 航空法について ①「当該事業を行う特定本邦航空運送事業者の運航回数のうち最も少ないものから順次に合計して得た運航回数が当該運航回数全体の40%以内の範囲に含まれないものであること。」の順次に合計する意味が分からない。 ②空港事業者が「国土交通大臣以外の者であること。」とするのは、国土交通大臣が自分自身を審査できないということか。それに該当する空港であってもシステムを守る制度を構築するべき。 ③「新型コロナウイルス感染症が発生した年」とは、2019年か、2020年か。また、日本国内か、中国で発生した年か書くべき。	鉄道事業法について 「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役割の安定的な提供の確保に関する基本指針」において、特定重要設備を定めるに当たっては、経済活動等に与える影響も考慮して、対象は真に必要な範囲に限定するよう配慮することとされております。 この点、国内の主要都市間を連絡する大量・高速輸送機関である新幹線については、在来線に比しても代替性が極めて低く、その運行が止まった場合には広範囲の人流に非常に大きな影響を及ぼすほか、高速かつ高密度を両立するためシステムに強く依存しているものと考えられ、設備が停止することによる影響は、都市部の在来線以上に大きいものと考えられます。 このため、事業活動に与える影響なども勘案し、真に必要なものとして、新幹線鉄道に係るものに限ることとしたいと考えております。 航空法について ①ご意見を踏まえ、適確な指定基準とするため、条文を修正いたしました。 ②国管理空港における設備等の調達については、国土交通省において、内閣府とも協力の上、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の趣旨を踏まえた対応をとることとしているため、特定社会基盤事業者として国土交通大臣を指定対象とはしておりません。 ③「令和元年度」と修正いたしました。
5	①以下、「(3) 特定社会基盤事業者の指定の通知(第50条第2項関係)」についての意見である。 意見：通知書について見ていないので意見を行うのが困難である。具体的な様式が定まったら示して再度意見の公募を行っていただきたい。 理由：意見のとおりであるが、実際の内容を見ていないので意見を行うのが困難であるから。 意見：なお、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。また、何らかの通し番号の記載もあると望ましいと考える。また、予め様式に付しておくようなものでもよいので、公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。 理由：その方が公正性の向上のために良いと思われるので。 ②以下、「(4) 特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出(第50条第3項関係)」についての意見である。 意見：届出書について見ていないので意見を行うのが困難である。具体的な様式が定まったら示して再度意見の公募を行っていただきたい。 理由：意見のとおりであるが、実際の内容を見ていないので意見を行うのが困難であるから。 意見：なお、様式において、法人については法人番号の記載を行わせた方が適切と考える。また、書類については、署名又は押印がある方が望ましいと考える(電子的手段の場合は電子署名)。また、変更については何の変更であるのかを印等で示すような様式にしておくのが事務的に適切なのではないかと考える。 理由：その方が公正性の向上のために良いと思われるので。また、変更内容が何なのか分かる方が担当者に楽で事務的に望ましいであろうから。 ③以下、「(5) 特定社会基盤事業者の指定の解除の通知(第51条関係)」についての意見である。 意見：通知書について見ていないので意見を行うのが困難である。具体的な様式が定まったら示して再度意見の公募を行っていただきたい。 理由：意見のとおりであるが、実際の内容を見ていないので意見を行うのが困難であるから。 意見：なお、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。また、何らかの通し番号の記載もあると望ましいと考える。また、予め様式に付しておくようなものでもよいので、公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。 理由：その方が公正性の向上のために良いと思われるので。 ④以下、「(6) 立入検査をする職員的身分を示す証明書(第58条第2項関係)」についての意見である。 意見：証明書について見ていないので意見を行うのが困難である。具体的な様式が定まったら示して再度意見の公募を行っていただきたい。 理由：意見のとおりであるが、実際の内容を見ていないので意見を行うのが困難であるから。 意見：予め様式に付しておくようなものでもよいので、様式には公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。 理由：その方が公正性の向上のために良いと思われるので。	①～④ 参考意見として承りました。